

千代田町ホームページ広告掲載取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千代田町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、千代田町有料広告掲載要綱（平成21年千代田町告示第8号。以下「要綱」という。）及び千代田町有料広告掲載基準要領（平成21年千代田町告示第9号）に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

(掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページとし、町の指定する位置とする。

(掲載枠数)

第3条 広告の掲載枠数は、18枠とする。

(規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦33ピクセル×横158ピクセル
- (2) ファイル容量 10キロバイト以内
- (3) 形式 GIF画像又はJPEG画像（アニメーションGIFは、不可とする。）
- (4) 色調 文字色と背景色のコントラストは、十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- (5) 解像度 文字やイラスト等は、適切な処理をし、鮮明に見えるようしなければならない。
- (6) 次の表現を含んだ広告は、禁止する。
 - ア 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
 - イ アラートマーク（警告表示）
 - ウ ラジオボタン（選択肢の表示）
 - エ テキストボックス（文字入力が行えるように見えるもの）
 - オ プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日からその月の末日までを1か月とし、1か月、6か月又は12か月を単位とする。

2 町ホームページの維持管理等による公開停止の期間は、原則として掲載期間に含むものとする。

3 掲載開始及び終了の時間は、当該月の初日及び末日で、町がその都度設定する。ただし、当該日が次の場合、掲載開始の日は、その翌日とし、終了の日はその前日とする。

(1) 土曜日、日曜日又は国民の祝日

(2) 12月29日から翌年の1月3日

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

| 期間 | 1 枠当たりの広告掲載料 | 備考 |
|-------|--------------|----------------|
| 1 か月 | 5, 000円 | |
| 6 か月 | 25, 000円 | 1 か月分の広告掲載料を割引 |
| 12 か月 | 50, 000円 | 2 か月分の広告掲載料を割引 |

(掲載の決定方法)

第7条 掲載枠数を上回る申込みがあったときは、要綱第8条第2項に規定する優先順位により決定し、同一順位の場合は、申込順により決定する。

(掲載申込み)

第8条 広告の掲載申込みは、次に掲げるとおりとする。

(1) 掲載申込みの締切りは、掲載を希望する月の1か月前の月の末日とする。

(2) 申込みのできる広告は、1か月につき1件とする。

(3) 掲載を希望する場合は、要綱第7条に規定する千代田町有料広告掲載申込書に広告の内容、バナーの原案画像及び掲載するホームページのトップ画像を添付して、町ホームページ担当課へ提出するものとする。

(4) 原案画像は町ホームページ担当課へメールにて提出するものとする。

(免責事項)

第9条 町は、システムの保守、火災、停電、自然災害、ウィルスや第三者の妨害行為等の不可抗力によって配信サービスが停止したことに起因して利用者に生じた損害について責任を負わないものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第134号）

この告示は、公布の日から施行する。